

仕 様 書

1. 業務名称

- (1) 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく被認定者等の認定更新、補償給付及びぜん息児水泳教室事業等を行うために必要な診断、医学的検査に係る文書の作成業務
- (2) 被認定者の認定更新の申請及び障害補償費の請求等に必要な医学的検査業務

2. 委託期間

契約日～令和8年3月31日

3. 業務内容

- (1) 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく被認定者等の認定更新、補償給付及びぜん息児水泳教室事業等を行うために必要な診断、医学的検査に係る文書の作成を行う。
- (2) 被認定者の認定更新の申請及び障害補償費の請求等に必要な医学的検査を行う。

4. 文書の作成について

- (1) 発注者の指定する様式に必要な事項を記入するものとする。
- (2) 様式等について
 - ・ 様式第31号
「診断書」
 - ・ 様式第32号
「主治医診断報告書」
 - ・ 様式第34号
「医学的検査結果報告書」認定更新申請用（同時障害補償費請求・見直し用）
 - ・ 様式第35号
「医学的検査結果報告書」障害補償費請求・見直し用
 - ・ 様式第36号
「認定死亡患者主治医診断報告書兼請求書」
 - ・ ぜん息児水泳教室事業等を行うために必要な診断書
「水泳教室参加への診断書」
「転地療養事業参加への診断書」

5. 作成期限

毎月末日

6. 再委託等に関する事項

- ア 業務委託契約書第11条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく被認定者等の認定更新、補償給付及びぜん息児水泳教室事業等を行うために必要な診断、医学的検査の実施及びそれに係る文書の作成業務」
- イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第22条に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

7. その他

別紙特記仕様書を遵守すること。

(基本的事項)

- 1 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による履行に際しては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱を適正に行わなければならない。

(秘密保持義務)

- 2 受注者は、この契約の履行により知り得た事項を他に漏らしてはならない。この契約終了後及び契約の解除後においてもなお存続するものとする。

(従事者への周知)

- 3 受注者は、自己の使用人その他関係人に対して、在職中及び退職後においてもこの契約により知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の防止)

- 4 受注者は、本契約の履行に際して入手した個人情報の管理にあたり、漏えい、滅失、き損及び改ざん等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

- 5 受注者は、個人情報を委託業務の処理以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

- 6 受注者は、個人情報を複写若しくは複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、このかぎりでない。

(事故発生時の報告義務)

- 7 受注者は、委託目的物の処理完了前に事故が生じたときは、遅滞なくその状況を書面をもって、発注者に報告しなければならない。

(立入検査)

- 8 受注者は、発注者が個人情報の管理状況を確認する等立入検査が必要であると認めたときは、当該検査を受けなければならない。

(提供資料の返還義務)

- 9 受注者は、当該業務の履行のため発注者から提供を受けた資料は、発注者に返還しなければならない。

(発注者の解除権)

- 10 発注者は、受注者が本特記事項に記載された事項に違反した場合は、契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 11 発注者は、受注者が本特記事項に記載された事項に違反し、損害があるときは、その損害の賠償を受注者に請求することができる。

(個人情報の安全管理義務違反に対する措置等)

- 12 発注者は、受注者がこの契約に基づく業務に関し、個人情報保護法第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく受注者の業務に従事している者が同法第 67 条に違反していると認めるときは、受注者に対して、行為の是正その他必

要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。

- 13 発注者は、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

公正な業務執行に関する特記事項

（条例の遵守）【5 条関係】

第1条 受注者および受注者の役職員は、「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく被認定者等の認定更新、補償給付及びぜん息児水泳教室事業等を行うために必要な診断、医学的検査の実施及びそれに係る文書の作成業務委託」（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6 条2 項・12 条2 項関係】

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（健康局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（健康局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7 条2 項関係】

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17 条4 項関係】

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21 条関係】

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

その他の特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（健康局総務部総務課（連絡先：06-6208-9892））に報告しなければならない。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。